

# 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル実施要綱

## 1 目的

垂井町は新庁舎の建設にあたり、地震などの災害時に行政機能を維持し、防災拠点として機能することに加え、「既存商業施設をコンバージョンして活用することにより、新築よりも魅力ある庁舎を建設する」という方針を決定した。

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務（以下「本業務」という。）の委託にあたり、技術提案書の提出を求め、魅力ある提案を具現化できる卓越した能力、柔軟な発想力及び高度な設計能力並びに豊富な経験を有する設計者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務

### (2) 発注者

垂井町

### (3) 業務内容

別添「垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成 29 年 4 月 28 日まで

### (5) 委託料

契約限度額 40,814 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) 名称

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

### (2) 募集方法

公募型プロポーザル

### (3) 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が、第 1 次審査、第 2 次審査を経て最適な設計候補者を選定するものとする。

### (4) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な設計候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。本業務は、契約締結後に技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

### (5) 事務局

垂井町役場総務課管財係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1

電話 0584-22-1151 FAX 0584-22-5180

E-mail : somu@town.tarui.lg.jp

#### 4 プロポーザルの日程

① プロポーザル実施要綱等の配付	平成 28 年 7 月 15 日 (金)
② 現地見学会の実施	平成 28 年 7 月 21 日(木)、22 日(金)
③ 参加表明書等の提出期限	平成 28 年 7 月 25 日 (月)
④ プロポーザルに係る質問書の提出期限	平成 28 年 7 月 29 日 (金)
⑤ プロポーザルの提出期限	平成 28 年 8 月 25 日 (木)
⑥ 第 1 次審査 (書類審査)	平成 28 年 9 月 1 日 (木)
⑦ 第 1 次審査結果通知及び第 2 次審査参加要請書の送付	平成 28 年 9 月 7 日 (水)
⑧ 第 2 次審査 (ヒアリング)	平成 28 年 9 月 30 日 (金)
⑨ 第 2 次審査結果通知	平成 28 年 10 月 5 日 (水)

#### 5 参加者の応募条件

##### (1) 参加資格

参加者は、提出時において次の資格要件をすべて満たしている者とする。

- ① プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ⑥ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号)に基づく特定調停手続開始の申立中又は特定調停手続中でないこと。
- ⑦ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ⑧ 平成 28・29 年度垂井町入札指名人名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されていること。
- ⑨ 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑩ 元請け設計事務所として、実施設計を完了した次の基準を満たす実績を有する者であること。  
平成 13 年 4 月 1 日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て以上、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事の設計実績があること。
- ⑪ 配置予定の管理技術者については、次の同種業務又は類似業務①又は類似業務②の実績があること。
  - ア 同種業務 平成 13 年 4 月 1 日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て以上、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事としての地方自治体の本庁舎の設計実績 (実施設計完了)
  - イ 類似業務① 平成 13 年 4 月 1 日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て以上、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事としての地方自治体が所有する施設の設計実績 (実施設計完了)
  - ウ 類似業務② 平成 13 年 4 月 1 日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て以上、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事の設計実績 (実施設計完了)

## (2) 参加不適格者

次の者は参加できない。

- ① 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）
- ② 垂井町庁舎のあり方検討委員会の委員（以下「あり方委員」という。）
- ③ 審査委員又はあり方委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組織及び当該組織に所属する者
- ④ 発注者及び事務局関係者
- ⑤ ①から④に該当する者の親族

## (3) 欠格条項

参加表明者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① この要綱に定める手続き以外の手法により、審査委員又はあり方委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ② 参加表明者が複数の提案をした場合
- ③ 参加表明書提出後、提出期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ④ その他本要綱及びプロポーザル作成要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

## (4) 業務実施上の条件

管理技術者及び建築、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野における主任技術者については、次のとおりとする。

- ① 管理技術者及び建築主任技術者は、一級建築士であること。
  - ② 構造の主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
  - ③ 電気設備及び機械設備の各主任技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士又は建築設備士であり、少なくともどちらか1名は設備設計一級建築士であること。
  - ④ 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、各主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。
  - ⑤ 管理技術者及び各分担業務分野における主任技術者については、再委託を認めない。
- ※ 管理技術者は、本設計業務全般の業務管理及び統括を行うものとする。
- ※ 主任技術者は、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

## (5) その他

参加表明書提出者以外の者は、プロポーザルの提出はできない。

## 6 審査

### (1) 第1次審査

審査委員会が、参加表明者から提出された参加表明書及びプロポーザルを書類審査し、ヒアリング要請者を、5者を上限に選定する。

### (2) 第2次審査

ヒアリング要請者を対象に、プロポーザルを用いてヒアリングを実施し、内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者1者及び次点者1者をそれぞれ選定する。

- ① ヒアリングを求める内容は、プロポーザルの表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。また業者名が判別できる説明は厳禁とする。
- ② ヒアリングへの技術提案者の出席は、実際の業務を担当する管理技術者、建築担当主任技術者を含む3名以内とする。
- ③ ヒアリングに際して、会場にプロジェクタ及びスクリーン等を用意するので、投影による説

明を可とする。(その他必要なパソコン機器等は持参すること。)

- ④ ヒアリングに使用するパワーポイント等のデータは事前に事務局あてに提出すること。ただし、使用する説明資料は提出されたプロポーザルの内容のみとする。

なお、ヒアリングの詳細については、ヒアリング要請者を対象に後日別途通知する。

**(3) 設計候補者の特定**

垂井町長は、審査委員会の報告を受け、その結果を踏まえて設計者の特定を行う。

**(4) 審査結果の発表**

① 第1次審査

平成28年9月7日(水)(発送予定)、に参加者全員に通知する。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

② 第2次審査

平成28年10月5日(水)(発送予定)に、第2次審査参加者全員に通知する。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

**(5) 非特定理由の説明**

- ① プロポーザルを特定しなかった旨の通知(以下「非特定理由」という。)を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(垂井町の休日を定める条例(平成2年条例第4号。以下「条例」という。)第1条に規定する休日を含まない。)以内に、書面により垂井町長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

- ② 垂井町長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(条例第1条に規定する休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。

**(6) 評価基準**

① 第1次審査評価基準

評価項目		評価事項		配点
事務所の実力 (28点)		技術者数		3
		有資格者数		5
		業務実績		20
担当チームの能力 (22点)	管理技術者の能力 (12点)	経験年数		2
		業務実績		10
	主任技術者の能力 (10点)	建築担当	経験年数 業務実績	3
		構造担当	経験年数 業務実績	3
		電気設備担当	資格・経験年数	2
		機械設備担当	資格・経験年数	2
担当チームの対応 (50点)	業務の実施方針 (8点)	業務実施方針の妥当性		8
	テーマに対する提案 (42点)	テーマ1		32
		テーマ2		10
提案表現の制限に関する減点				
合 計				100

② 第2次審査評価基準

評価項目		評価事項	配点
チーム状況 (100点)	取組意欲 (10点)	取組意欲	10
	テーマに対する提案 (65点)	テーマ1	52
		テーマ2	13
	担当者の能力、資質 (25点)	プレゼンテーション力 質問に対する回答	25
提案表現の制限に関する減点			
合 計			100

7 応募の手続き等

(1) プロポーザル実施要綱の配付

① 配付期間

平成28年7月15日(金)から平成28年7月25日(月)まで

② 配付場所

事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は、午前9時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。)とする。

③ 配付書類

ア 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル実施要綱

イ 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル技術提案課題及びプロポーザル作成要領

ウ 様式集

エ 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務仕様書

オ 垂井町新庁舎基本構想

カ 改修建築物既存図

キ 周辺図

ク 店舗から庁舎への用途変更に対する概略の補強案検討

(2) 現地見学会

現地見学会を開催します。

① 見学期間

平成28年7月21日(木)から平成28年7月22日(金)

両日の「午前9時から11時」及び「午後1時から3時」までの間で、見学すること。

② 場所

岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11(旧ショッピングプラザ・アミ)

③ 見学方法

既存商業施設西側入口で受付後、内部を自由に見学すること。なお、説明会等は実施しない。

(3) 参加表明書

① 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書」(様式1)及び「企業概要書」(様式2)を作成し、次のとおり提出すること。

② 参加表明書の提出先及び方法

ア 提出先 事務局

- イ 提出期限 平成 28 年 7 月 25 日（月）午後 5 時必着  
ウ 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。  
ただし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

#### （４）プロポーザルの提出

##### ① 提出書類

- ア プロポーザル（鏡） (様式 4)  
イ 事務所の業務実績 (様式 5)  
ウ 管理技術者の経歴等 (様式 6)  
エ 主任技術者（建築・構造）の経歴等 (様式 7)  
オ 主任技術者（電気設備・機械設備）の経歴等 (様式 8)  
カ 事務所の主要業務実績 (様式 9)  
キ 管理技術者の主要業務実績 (様式 10)  
ク 業務の実施方針 (様式 11)  
ケ テーマに対する提案 (様式 12)

##### ② 提出部数（左綴じ A 4 版とすること）

- ア 様式 4（プロポーザル（鏡））を表紙として、様式 5 から様式 12 を順番に揃えて 1 点クリップ止めとし 1 部提出すること。  
イ 様式 9 から様式 12 を順番に揃え、白紙の表紙を加えて、左部を 2 点クリップ止めとし 10 部提出すること  
ウ A 3 版の様式については、A 4 版に折って綴じること。ただし、ファイル等に綴じ込まないこと。

##### ③ 提出書類の提出先及び方法

- ア 提出先 事務局  
イ 提出期限 平成 28 年 8 月 25 日（木）午後 5 時必着  
ウ 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送又は宅配便とする。  
ただし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日は除く。）とし、宅配便の場合は、受領したことが証明されるものに限る。

#### （５）質問書

「参加表明書」提出者は質問書（様式 3）を作成し、回答を受けることができる。

- ア 提出先 事務局  
イ 提出期限 平成 28 年 7 月 29 日（金）午後 5 時必着  
ウ 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。  
ただし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。  
エ 回答方法 垂井町ホームページにより行うものとする。  
（平成 28 年 8 月 5 日（金）公開予定）  
オ その他 プロポーザル実施要綱に関する事項以外の質問は、一切受け付けない。

## 8 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

### （１）著作権及び意匠

提出された提案図書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

なお、提案図書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

## (2) 提出図書の使用

垂井町は本提案に関する公表、展示及びその他垂井町が必要と認めるときに、提案図書を無償で使用できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

なお、提案図書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、提案図書提出者が当該第三者に承諾を得ておくものとする。

## 9 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

## 10 本業務委託契約

### (1) 契約の締結

垂井町長が特定した最優秀提案者を本業務の随意契約に係る見積書徴取の相手方とするものとし、随意契約を締結するものとする。

ただし、最優秀提案者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合については、次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

なお、契約締結時までに、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、垂井町は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

### (2) 受注資格の喪失

本業務を受託した設計者と資本面・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は当該工事（下請け工事を含む。）を請負うことができない。

## 11 その他

### (1) 失格

審査以降において、次の各号に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者
- ② プロポーザルに提案者が判別できる暗号、記号などを表示した者  
(第2次審査で業者名が判別できる説明があった場合には、失格とする。)
- ③ ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した者
- ④ プロポーザル実施要綱で与えられた諸条件に違反した者
- ⑤ 提案が、すでに発表されたものと同一あるいは類似のものは、審査委員の判断により、審査の対象から除外する。また、契約締結後であっても、明らかに類似のものがあることが判明した場合は、契約を解除することができるものとする。
- ⑥ プロポーザル実施要綱に定める手続き以外の方法で、審査委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本プロポーザルに関する連絡を求めた者、若しくは援助を受けた者

### (2) その他

- ① 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。
- ② 提出書類は、8-(2)の場合を除き、無断で使用しないものとする。

- ③ 提出書類は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 本業務の管理技術者の経歴等（様式6）、主任技術者（建築・構造）の経歴等（様式7）、主任技術者（電気設備・機械設備）の経歴等（様式8）に記載された管理技術者及び主任技術者は特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- ⑤ 提出されたプロポーザル等は返却しない。